

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市鶴尾土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成21年10月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	河野 一公	高松市勅使町198番地	平成21年8月9日
"	尾崎 一男	" 紙町529番地	"
"	飯間 和明	" 田村町439番地	"
"	吉村繁三郎	" 上天神町466番地1	"
"	田中 民夫	" 三条町180番地1	"
監 事	中北 昭典	" 勅使町1394番地	"
"	山口 明	" 西春日町1208番地1	"
"	仲井 正彦	" 田村町1084番地1	"

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	飯間 博美	高松市勅使町285番地3	平成21年8月10日
"	植松 和俊	" 紙町538番地1	"
"	仲井 正彦	" 田村町1084番地1	"
"	吉村繁三郎	" 上天神町466番地1	"
"	松本 芳博	" 三条町151番地	"
監 事	片山 久男	" 勅使町1381番地1	"
"	河野 眞一	" 西春日町1267番地	"
"	飯間 和明	" 田村町439番地	"